

都内に施設を置く特別国際種事業者 様

東京都知事
小池 百合子

象牙製品等の販売時の対応について（要請）

平素より東京都の施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

東京都では、象牙取引に対する国際的な懸念を受けて、2020 年 1 月に「象牙取引規制に関する有識者会議」を設置し、象牙取引の規制のあり方等について検討を進めてきました。

本会議での議論等を受け、都として象牙製品等の違法な海外持出防止の取組を進めており、昨年 8 月にも、都内の象牙取扱事業者様宛てに、購入希望者に象牙製品等の国外持出を行わない意思確認を行うなど、販売時の適正な対応について要請をさせていただいたところです。

新型コロナの 5 類移行後、昨年の訪都外国人旅行者は約 1,954 万人で過去最多を記録し、今年に入っても旅行者が非常に高い水準を維持している中、より一層象牙製品等の適正な取り扱いが求められています。

特別国際種事業者におかれましては、引き続き、下記の対応を実施いただき、国内の象牙取引管理の徹底にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 象牙製品等を販売する際には、別添の確認書様式などを活用して、購入希望者に「海外に持ち出すことは原則禁止されており、処罰の対象となる」ことを説明し、「違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した上で、販売をしてください。
- 2 購入希望者が訪日外国人である場合や、意思確認ができなかった場合など、違法な海外持出につながる恐れがある場合には、象牙製品等の販売を自粛してください。
- 3 別添のリーフレット、店頭掲示用ステッカーなどを活用して、「象牙製品の海外持出は原則禁止されており、海外持出を目的とした象牙製品等の購入はできない」ことを販売窓口等において周知してください。

※確認書様式及びポスター・リーフレット・卓上ポップ等の資料は、
東京都政策企画局のホームページからもダウンロードができます。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/cross-efforts/zouge/general.html>



（担当）東京都政策企画局政策部政策調査課

Tel: 03-5388-2036、E-mail: S0014801@section.metro.tokyo.jp